

## 秩父別町議会モニター試行設置要綱

### (目的)

第1条 秩父別町議会モニター制度導入に向けて、モニター制度の課題等を調査・研究するため、秩父別町議会モニター（以下「議会モニター」という。）を試行的に設置する。

2 秩父別町議会（以下「議会」という。）の運営等に関し、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会の運営等に反映させ、もって議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 本町の区域内に居住する人、町内で働き又は学ぶ人をいう。

(2) 会議 議会の本会議、常任委員会、特別委員会をいう。

### (定員)

第3条 議会モニターの定員は、10人程度とする。

### (資格)

第4条 議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

(1) 満18歳以上の町民であり、かつ、常勤の公務員、各種議会議員でないこと。

(2) 議会のしくみ及び運営に関心があること。

(3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

### (職務)

第5条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

(1) 都合がつく範囲で会議（非公開のものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見があれば、文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。

(2) 「議会だより」及び「議会ホームページ」を閲覧し、意見があれば、文書により提出すること。

(3) 議長が依頼した議会の運営に関する調査事項に回答すること。

(4) 1年に1回以上、議会が主催するモニター会議や懇談会等に参加すること。

(5) その他議長が必要と認めた事項を行うこと。

### (提言等の取扱い)

第6条 議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(募集方法)

第7条 議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推せんを依頼することができる。

2 議会モニターに応募する者は、応募用紙に必要事項を記入し秩父別町議会事務局に提出すること。

(委嘱)

第8条 議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による町議会モニターの委嘱に当っては、議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第9条 議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第10条 議会モニターの任期は、1年とする。

(謝礼)

第11条 議会モニターは、無償とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日をもってその効力を失う。

## 秩父別町議会モニター応募用紙

年 月 日

住 所	〒		
ふりがな			
氏 名			
性 別	男・女	生年月日	年 月 日
電話番号	(固定電話)		
	(携帯電話)		
メールアドレス			
勤務先 (学校名)			
町内会名			
応募動機			
確認事項	以下に確認の上、□に✓を入れてください。 □私は、暴力団及び反社会的勢力との関係はありません。		